

庚子年三月四日

昭和二十四年五月二十一日

掌生省医務局報

學生大臣官房人書謹啟

同官員宜地方稽查員及公同官員相助地方
稽查員(專責費支年賈三舍宅)之員數逕以

件別整理用書(上記)通り又ハナノ類、之

卷之六

卷之三

記

285

監生省

予算復活の説明

本経費は覺書の趣旨を完徹を期すために必要なものであ
るが既に当初に於いて一割五分減の実施をせ、このまゝにおい
ては本調査事務の遂行上重大な支障を来たすのを防ぐ
う覺書の趣旨にも反することとなりるのでこれの予算復活
の要求を考慮していふ

一、死因調査に必要な経費

聯合軍司令部の命令に基き死者行路病者に對する死因を究明してこれが原因の除去並に防止對策を確立し、公共の福祉増進と公衆衛生に資するためこの經費が必要である。

部款項目	目節	區分員數單價	予算額	備考
死因調査施設	死因調查交付金及補助費	三、八七四〇〇〇	一、七九三、五二〇	昭和二十四年度
死体解剖委託助費	死因調査施設	五六四、〇〦〇	五、一六、四八〇	内閣総理の通
死体検索功勞補助費	死因調査施設	〃	〃	(警務課)
死因調査試験研究費	死因調査施設	〃	〃	
保健衛生費	死因調査施設	〃	〃	
業務對策費	死因調査施設	〃	〃	

別紙四 死因調査施設費補助内訳

備 區		分 額		員 數		金 額		備 考
二 級	三 級	技術吏員	事務吏員	技術吏員	事務吏員	給料	一時	
一〇一	一七	一〇	一七	一七	一七	一〇一三八一三圓	一〇一三八一三圓	単價七〇一大〇圓の一割五 分行政整理単價です
五〇	五九六三六	五九六三六	五九六三六	四一七四五八	四一七四五八	一七八八九七	一七八八九七	
五九六三六	五九六三六	五九六三六	五九六三六	六〇二三、二三九	六〇二三、二三九	三〇四一、四三六	三〇四一、四三六	
七〇三七〇五二	七〇三七〇五二	七〇三七〇五二	七〇三七〇五二	二九八一、八〇三	二九八一、八〇三	七〇三七〇五二	七〇三七〇五二	

端数整理四二二圓

備 考	額	金	額	單 價	員 數	分 額	區	合 計
端数整理四二二圓	六九三六〇	六九三六〇	六九三六〇	三四二五八	一七九三、五二〇	一七九三、五二〇	右ノ四分ノ一補助	合 計
備 考	六九三六〇	六九三六〇	六九三六〇	三四二五八	一七九三、五二〇	一七九三、五二〇	右ノ二分ノ一補助	合 計
備 考	六九三六〇	六九三六〇	六九三六〇	三四二五八	一七九三、五二〇	一七九三、五二〇	事務費 普通	合 計
備 考	六九三六〇	六九三六〇	六九三六〇	三四二五八	一七九三、五二〇	一七九三、五二〇	右ノ四分ノ一補助	合 計

別紙口解乃委託費補助内詳

別紙曰死体検査費補助内詳

別紙印死體解部委託補助單價內課

別紙印死體檢查雜費單價內課

區	分	單	價
解部師手當	解部助手手當	解部師手當	解部助手手當
記帳係師手當	記帳係師手當	記帳係師手當	記帳係師手當
死體管理人夫手當	死體管理人夫手當	死體管理人夫手當	死體管理人夫手當
藥品消耗費	藥品消耗費	藥品消耗費	藥品消耗費
施設損耗料	施設損耗料	施設損耗料	施設損耗料
計	計	計	計
四〇〇	二三〇	二二〇	三四〇
四五五	四五五	四五〇	四五〇

別紙印死體檢查雜費單價內課

區 分 單 價

備

考

區	分	單	價
死體檢查手當	死體檢查手當	死體檢查手當	死體檢查手當
死體送致手當	死體送致手當	死體送致手當	死體送致手當
死體檢查及解部用藥品	死體檢查及解部用藥品	死體檢查及解部用藥品	死體檢查及解部用藥品
印 刷 費	印 刷 費	印 刷 費	印 刷 費
自 動 車 用 油	自 動 車 用 油	自 動 車 用 油	自 動 車 用 油
計	計	計	計
一六〇	四五五	四五〇	四五〇

單

價

備

考

人員配置表

東 大 京 阪 都 府 都
福 兵 豊 東 京 阪 都 府 都
奈 川 同 車 知 都 阪 都 府 都
縣 源 鳥 市 府 都 阪 都 府 都

16

考

予発第四四五號

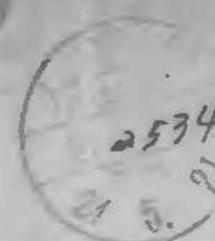
昭和二十四年五月二十二日

厚生省予防局長

厚生大臣官房人事課長 殿

國庫負担地方職員及び國庫補助地方職員
（郵樂帶支辨職員も含む）の人員整理について

本月十八日付丙第七九二號を以て照会のあつた標記については別紙
の通り提出するからよろしく御取計い願いたい。



予算措置の説明

(予防局保健所課)

一、保健所の規格、定員、箇所数を次の通りとした。

(一) 内数字は、食品衛生監視、環境衛生監視、傳染病予防、性病予防等の他責目負担保健所勤務職員数を含めた数。

A 改 (モテル)	五二名 (大二名)	四大ヶ所
C 改	二七五 (二五名)	三一大ヶ所
格外	一九名 (三七名)	一四ヶ所
計	大八九ヶ所	保育所中移管に伴う新設分と更降

二、定員

規格別定員内訳は別紙(一)、(二)、(三)の通り

前項各規格定員の職別總計は、次の通りで、七月

以降 三、一五二名 不増員とする。
昭和二十一年四月

区

分

昭和二十一年七月以降

備考

省

二級事務員負 二級技術員負 三級事務員負 三級技術員負 保健婦 歯科衛生士 産婦	一五〇一 一九二六 二〇九四 四八八四 四八八四 三〇〇六 一四一八〇	一九二一 二一五九 二三七一 四五九二 九二 二七八四 二七八五	四大 二大七 二大七 二大七 二大七 二大七 二大七
計	三分九一		
三、国庫負担率			

別紙1

A級保健所各課業別定員配賦表		備考	
4人2作		計	
事務長	事務係	事務係	事務係
衛生課	/	/	/
衛生係	/	/	/
衛生計	/	/	/
保健係	/	/	/
保健計	(1)	(2)	(3)
防疫係	2	(1)	/
防疫計	(1)	/	/
統核係	1	/	/
統核計	1	/	/
性病係	1	/	/
性病計	1	/	/
予防係	1	/	/
予防計	1	/	/
口腔係	2	/	/
口腔計	2	/	/
营养係	2	/	/
营养計	2	/	/
音及課	15	/	/
音及課計	15	/	/
衛生統計係	1	/	/
衛生統計計	1	/	/
保健統計係	1	/	/
保健統計計	1	/	/
社会統計係	1	/	/
社会統計計	1	/	/
計	1	/	/
二級事務	15	2	1
二級技術	15	2	1
三級事務	1	1	1
三級技術	1	1	1
保健係	14	14	14
保健計	14	14	14
備人	2	2	2
備計	2	2	2

卷之三

表置配條係詳各析健併外格

(24.4.12 份)

裏面白紙

保健所職員を行政整理の対象から除外すべき理由

一二四、二三、厚生省予防局、

(一) 保健所は昭和十二年以降、地主第一線における保健衛生の指導機關として、健康相談を主とする事業として、開設された。当時の職員は一ヶ所当たり、

技師(医師) 二名

技手(薬剤師) 一名

主事補

指導員

保健婦

庸人

計

三名

一名

一名

一名

一一名

であつた。

(二) その後昭和十九年に、類似健康相談施設の統合により、一応保健所調査整備が完成され、同時に若干の職員の増員を見た。

即ち保健所の規格をA、B、Cの三段階に分け、その職員を一ヶ所々次表の様に定めた。

							A (一〇三ヶ所)	B (四〇ヶ所)	C (二〇ヶ所)	考
							技師(医師)	技手(薬剤師)	属	
							二	二	一	
計	人	一七	一	一	八	二	一	二	一	
従業員	人	一三	一	一	四	一	一	二	一	
保健員	人	九	一	一	五	〇	一	〇	一	
計	人	一七	一	一	八	二	一	二	一	

かくして全国七七〇ヶ所の保健所について、總計八九〇名の職員が配当された。併し、当時の事業の内容は、依然として單なる、建機内に過ぎなかつた。ヘニッセセント所は、戦争により破滅、がありたので、終戦後取敢ず大セヌケ所に整理された。

(三) 昭和二十二年四月連合軍總司令部の観書によつて、保健所はあらひす構想のもとに、整備拡充せらるることとなり、從來の事業の外、衛生統計、人口動態統計、歯科衛生、防疫、上下水道、その他各種環境衛生等をその事業として加え、更に各種の試験ならびに検査を行い、他才結核、性病、歯科等の治療も行うこととなつた。

同時に、從来警察署において警察官が処理し來つた検査業務、食品衛生、理容所等の各種施設の監視業務、並びに衛生行政事務の処理が附かされた。このため保健所の処理すべき事業量は旧の數倍に膨張した。よいて取扱い四・四・五名を増員して總足員一三・三・六七名となつた。

(四) その後あらうに、性病の接觸者調査、栄養調査等が加わつた外、性病予防法、予防接種法ならびに理容師法、興行場法、旅館業法、公衆浴場法、等その他各種營業関係法規が制定されると反んで、これら行政の第一線的現場業務は何れも保健所の責任となつたのである。

(五) 併しながら、その業務の内容からすれば、からう足員では到底十分で保建指導を行ふことは困難であり、而も一方從来警察署にて行われ

ていた現場行政事務及び法規によつて規定された業務は之等の压缩することは不可能である。よつて止むを得ず、國民の最も熱望する健診診断、訪問指導、結核、性病等の治療、試験検査、栄養指導等の他サービス内業務を或程度犠牲にして、辛うじてその事業を遂行していく其様である。

(六) いま試みに保健所で実施した事業成績を昭和二十三年四月以降十一月までの八ヶ月間にについてみると次の通りである。

A サービスの部

一、健診相談件数

診 断

指 導

二

集團検診數

檢 診

指 導

四、四一九、七六二

一、〇一三、九五四

入 工 氣 胸

性 病

そ の 地

九五九、八三九

四 試驗検査件数

細菌学的検査
血清学的検査
化学的検査

二二四七、七〇一

臨床病理試験
ツベルクリン反応

大五三、八五二

六八、五四。

大四五七、五〇一

X線検査

六二四六、〇八六

五 予防接種

百日咳
腸、バラ、ジフテリヤ

二五、一七〇、二六一

痘瘡

結核(B.C.G.)

二、八三〇、五〇八

保健婦家庭訪問件数
その他の

三、一五五、四九八
二、四五八、一大。

栄養指導件数
栄養現地指導件数

四九八、〇三七
大八一、二八八
二六、五三六

一、衛生教育	会員合計	三一五、一三五
二、印刷物	種類部數	三〇三九、一九四
三、診断書、処方箋等	件数	一、五二、二五七
四、航行件数	件数	一、八三九、五四〇
五、環境衛生監視員活動	件数	一、一八、一八六
六、衛生班活動延日數	日数	三四八、二三七
七、食品衛生監視箇所數	箇所数	一〇、四二、七九。
八、牛乳衛保採査検査件数	件数	一〇、四二二三
九、屠畜検査件数	件数	一〇、七、七四六

B. 行政の部

一、性病接觸者調査件数	三四一、二九
二、検病戸口調査件数	四一三、九八五
三、防疫措置指導件数	三六六、大〇三
四、防疫措置実施件数	一七八一、五一九
五、環境衛生監視員活動	一一八、一八六
六、延日數	一一八、一八六
七、衛生班活動延日數	三四八、二三七
八、食品衛生監視箇所數	一〇、四二、七九。
九、牛乳衛保採査検査件数	一〇、四二二三
十、屠畜検査件数	一〇、七、七四六

これによつてみても、保健所は、如何に少數の職員であつて、その職責を果してゐるかと判る。

そこで昭和二十四年度予算においては、更に三一二三名を増員する。厚生省としては、これをもつて国民の熱望する大衆衛生行政として、輿論に答える決心である。

註、従前警察署においては、平均二名の衛生係、警察官がおかれていたが、駐在巡回は特別な事件が発生しない限り、未だして、後者六口調査、衛生監視等の業務に従事していくにいま、假にこの改正巡回がその活動の三分の一を衛生行政に費したこと假定下り、警察官の衛生係と共に、約八〇〇名の警察官が常時衛生業務に専念していくことになる。

(七)然らば、保健所が、國民の熱望するサービス的業務に対しては、また行政事務に対しても、理想に近い運営をすむに如何往く職員を必要とするか、ト、人口一〇万に一ヶ所の保健所として定めは大体が妥当なる數字である。

これが即ち、モデル保健所の規格におけるて、現にモデル保健所の運動が況をみると、一般保健所の四倍の成績を放みて、しかも職員数は一般保健所に比し三倍弱でより、従へてこの規格は最も能率的たゞしてあるという結論に達する。よつて厚生省としては全国の保健所を逐次このモデル保健所の規格にまで引上げることを目標としている。換言すれば保健所は目下整備拡充の途上にゐるのであつて、今後更に、職員の増員を要するものである。

(八)保健所職員は医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、X線技術者、検査技術者、統計技術者、保健婦、助産婦、歯科衛生士等各種の技術職員が大部分を占め、何れも専門的技術に従事しているものであり、しかも医師にしても、結核予防事業に従事するもの、或いは母子衛生事業に従事する者等更にその専門的技能を活用していくものである。

従つて、職員向にむける彼此融通は技術の本質上不可能である。

(九)以上を要約するに
保健所は診断、治療、試験検査その他国民福祉に直結する現場業務を行つてゐる。

この実は国立病院等と全く同様であつて、保健所職員が拡充されることは、とりもなおさず、國民の福祉を増進する所以である。

2. 保健所は從未警察署の行つていた衛生行政事務を担当している。
即ち保健所の行政事務は單なる事務的行政ではなく、現場事務である。
この点保健所の行政にたゞさう職員は、従前の警察官と全様の關係
にある。

3. 保健所の事業は發展途上にあるものであつて、保健所の職員は今後
更にその増員を見込まねばならない。

4. 現在、保健所はその職員をもつてしては、到底その本業の業務を
完全に処理し得ない状況であつて、職員は疲労こんぱいの極に達して
いる。

5. 保健所の職員は何れも専門的技術に従事するものであつて、これら
を相互に融通することは甚だ困難である。

以上の理由により、保健所は行政整理の枠外におかるべきものと確信す
れる。何分の御賛譽を乞う。

保健所の運営に必要な経費		員数	単価	金額
區分	行政部費			
厚生省	厚生本省	一三	五五	六〇六〇
官吏給	二級給	一三	五五	一六二〇、四〇〇
雇員給	料給	一三	五八	一四八四、八〇〇
人件費	旅費	一三	五八	三〇三、〇〇〇
宿泊費	備品費	一三	五八	三一、二〇〇
消耗品費	特殊経費	一三	五八	一五、六〇〇
旅費	（特殊経費）	一三	五八	七五、四六〇〇
宿泊費	（特殊経費）	一三	五八	四三、五六〇〇
消耗品費	備品費	一三	五八	一一七、八〇〇
旅費	（特殊経費）	一三	五八	一一七、八〇〇
宿泊費	（特殊経費）	一三	五八	三一九、〇〇〇
消耗品費	（特殊経費）	一三	五八	一六二、九〇〇
旅費	（特殊経費）	一三	五八	五四六、八五〇
宿泊費	（特殊経費）	一三	五八	一一八

備考		員数	単価	金額
區分	行政部費			
（保健所員）	（保健所員）	一三	二四	三一、二〇〇
（保健所員）	（保健所員）	一三	二四	一五、六〇〇
（保健所員）	（保健所員）	一三	二四	七五、四六〇〇
（保健所員）	（保健所員）	一三	二四	四三、五六〇〇
（保健所員）	（保健所員）	一三	二四	一一七、八〇〇
（保健所員）	（保健所員）	一三	二四	一一七、八〇〇
（保健所員）	（保健所員）	一三	二四	三一九、〇〇〇
（保健所員）	（保健所員）	一三	二四	一六二、九〇〇
（保健所員）	（保健所員）	一三	二四	五四六、八五〇
（保健所員）	（保健所員）	一三	二四	一一八

特殊官費内訳		金額	備考
区分	分類		
役務費	印刷及製本費	四六	單價
件價販賣費	傳播費	五〇	
書畫繕綴費	合計	三九、〇〇〇	
		五六、〇〇〇	
		二四〇、〇〇〇	
		二三、〇〇〇	
		一三〇、〇〇〇	
		八〇〇、〇〇〇	
		四六	
		五〇	
		七	

他会計繰入		金額	備考
区分	分類		
簡易生命保険料	定期全特製料	一〇〇、〇〇〇	
保険勘定繰入	勘定繰入	五四九、四七〇、六二一	

照和二十一年五月四日

地方財政委員會事務局企画課長

厚生省予防局保健所課長

各都道府縣衛生部長殿、
各都道府縣衛生部長殿、

各市衛生部局長殿

保健所職員の行政整理について
先般決定せられた政府職員の行政整理方針に准じ、國庫員

正地方職員についても行政整理が行はれる予定であるが、保健所
は公衆衛生の向上を圖り、國民の福祉に重大な關係を有する
現場業務並に從來警察察官が行っていた現場的行政事務と
を併存する特殊性に鑑み、特にその職員については國の予算的
措置としては用今後行政整理の対象から除外することとな
つたので、貴所における行政整理に際しても右事情御含みの
上格段の御配慮を仰ぐ所とする。

今後本年七月以降においては、保健所の職員について、更に相當敷
の増員を計らしているのであるが、この増員についても、叙上の趣旨
に則り、正式に定員化せられる見込である。

進つて六件に關しては、いづれも、厚生省予防局長から總理府官房
自治課へ致し、公文をもつて連絡諒解すみであるので、これが地
方行政員化に關しては、同課と充分連絡の上、遺憾なきよう
御配慮願いたい。

國庫負擔地方職員人員整理調

予防局

延 介		二十四年度省初數 整理定數	
府縣防墳吏員	六三九	吏員	六三九
一三八二		職員	七〇四
一三八二	六三九	計	六三九
一三八二		吏員	七〇四
一三八二	六三九	職員	七〇四
一三八二	六三九	計	六三九
三三	六三九	吏員	七〇四
三三	六三九	職員	七〇四
		計	六三九
			備 考

序一

府縣防疫職員及び伝染病予防職員は、全都道府縣を通り、マニエス（凶詫別記）に達し、全國の伝染病予防事務が一線として努力している。我國の伝染病は、昨年より漸減の状況になり、一応そつまん延は阻止されたと考えられるが、もし一旦手をゆるめると、それは爆發的まん延を来し、公衆衛生をぢかやかす危険がある。府縣防疫職員及び伝染病予防職員は、伝染病まん延阻止の防波堤の役割をなしていよう。さて、もしこり職員を以て行政整理の対象とするときは、伝染病予防の一線が弱化し、一地方で発生した伝染病は直ちに全国にまん延する可能

三

行

性を有するその性質を考え合せると、實に寒心に堪えない状態となるおそれと考えられる。こゝ意味で、これら職員は行政整理の対象から除外しなければならぬ。

一傳染病，爭方付藥，必求名醫。

伝染病の予防並に蔓延防止のため伝染病予防法に基いて防疫行政を強化拡充するためこの整費が必要である。

(一) 府縣防疫事務職員費支付金外訖

金人遺稿

三

考

二ヶ月今は本音にアリで計上した

$$端數整理 \text{① } 114\% \\ 77.5 \times \frac{646 \times 62}{62} = 15.5771$$

一、府縣防疫事務職員費支付金外款		區	分員數單	金額
薪	旅	職員俸	給	(一ヶ月分)
普	扶養手當	事級技術給	給	大三九
通	勤務地手當	事級技術給	給	大三九
六三九	六三九	大五	大五	大五
五·一·〇	三六四〇	三九一七〇	三九一七〇	三九一七〇
二七一大·〇〇〇	一九一七〇	一九一七〇	一九一七〇	一九一七〇
三九·五五三·〇〇〇	一九一七〇	一九一七〇	一九一七〇	一九一七〇
備	備	備	備	備
考	考	考	考	考
二九月分は本省に支拂ひ計上した	二九月分は本省に支拂ひ計上した	二九月分は本省に支拂ひ計上した	二九月分は本省に支拂ひ計上した	二九月分は本省に支拂ひ計上した
端數整理	端數整理	端數整理	端數整理	端數整理
72/51.3 X 46X92 = 15.5772				
1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000

裏面白紙

412

予防局衛生統計部

衛生統計専任職員を人員整理より除外せられたい理由

地方衛生統計専任職員は、全國都道府縣及五大都市に六名乃至九名（内二級一名、三級二名、局員三名乃至五名）の定員が配置せらるゝとして統計法による指定統計である人口動態統計の各都道府縣市に於ける事務に從事し毎月全國總計約六〇〇萬枚の調査書を二十日迄に市町村より保健所を經由提出せられたものを末日迄の短時日の間に照査の上厚生省に提出すると共に右調査書より地方に於ける保健施策上必要な出生・死亡・死産・乳幼兒死亡及び結核死亡等の統計を分類集計し、その外厚生省元提出の統計として週報は法定傳染病、届出傳染病、結核、癪、性病、及びマラリア等の患者發生統計月報は病院統計、性病診療所統計、傳染病精密統計、結核精密統計及び性病精密統計等複雑な統計の現業職員として從事し現在定員數では全く過労な業務内容であり且つ右統計は何れもGPOの要求に基くものであつて正確は勿論提出期日の

猶予は絶對に許さず現在配置定員を減少する事は現在事務の量よりして全く不可能の状態である。

(三) 儲生統計專務員擔任金款

卷之三

昭和二十四年五月十九日

社　會　局　長

大臣官房人事課長

國庫員帶地方職員及び國庫補助地方職員
の人員整頓について

標記の件左記のとおり回答する。

一 説當なし。

記

二 一の調査を認められたいものゝ理由

(一) 民生安定課職事務職員、民生委員指導取扱、民生委員事務所職員

有給社會調查指導職員

右地方職員を減員することは、經濟九原則の嚴格な實施に伴つて徵増を考慮される生活保護法の對象となる生活困難者の保護の實態並びに民生の安定を圖る上に多大の影響を及ぼすことは必然であり、むしろ今後深刻化を考慮される社會情勢に適應して増員をすら必要とするものであり、これを減員することは誠に當を得ないものと思われ調査の措置を講すべきものと存せられ、この場合の過重措置については補正豫算により措置したいものと存ずる。

(二) 諸省牧畜施設管理職員へ事業費分一

右は昭和二十三年度において施設の工事を完了を十月頃とした得、同年度における入寮生は定員の半数程度と想定し、工事を完了後の職員は一施設當り十一名を必要とするのを右事情により已むを得ず一施設當り三名としたものであるが、本年三月現在において純總通府縣費職員十一名、兼任職員四名が増員されており又四月以降の急速なる入寮希望者の増加と共に増員は必至の状況にある

に餘る被覆することは當を得ない措置と存する。

社会局

事 業 分 類	一千四年度當初定員		整 理 定 員		整 理 後定員		備 考
	吏 員 その 他	計	吏 員 その 他	計	吏 員 その 他	計	
民生安定施設事業職員	二二一	二一三	一一一	一一一	一一一	一一一	
民生委員指導職員	二三〇	二三〇	一一〇	一一〇	一一〇	一一〇	
民生委員事務所職員	一九二	一八三	一四六	一四六	一四六	一四六	
有給社會調查指導職員	二二	二二	一一	一一	一一	一一	
國庫券貯蓄監督職員	二四	二四	五六	五六	五六	五六	

47

一、民衆安定施設事務費任職員設置費補助に要する経費
是社会の醜状勢に鑑み、民生の安定を望むことは緊急の要務であるので民生安定
施設施設に就職する専任教員と各地方府に設置せしめ、もって施設運営に遺憾なま
二期すらためこの経費不必要である。

年	内	額	内	額	内	額	内	額
昭和二十四年度	内訳	内	内	内	内	内	内	内
年	算	年	算	年	算	年	算	年
月	額	月	額	月	額	月	額	月
厚生省								
行 政 部 費								
14 極助員賃金 及交付金								
教生安之施設 醫薬品在庫 貯蔵費								
員 賃 金								

年	内	額	内	額	内	額	内	額
昭和二十四年度	内訳	内	内	内	内	内	内	内
年	算	年	算	年	算	年	算	年
月	額	月	額	月	額	月	額	月
厚生省								
行 政 部 費								
事 務 災 風 治								
二 級 更 費	一五八	三一九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九	一五九
三 級 更 費	三六六	三一三	一〇六四六	一〇六四六	一〇六四六	一〇六四六	一〇六四六	一〇六四六
被 消 費	四一四	三六〇	一五九三三	一五九三三	一五九三三	一五九三三	一五九三三	一五九三三
表 品 費	四一四	三四〇	一四九三	一四九三	一四九三	一四九三	一四九三	一四九三
券 費	四一四	三四〇	九九三	九九三	九九三	九九三	九九三	九九三
品 費	四一四	三四〇	四九六	四九六	四九六	四九六	四九六	四九六
計	一五三八〇	一七九五〇	一五三八〇	一五三八〇	一五三八〇	一五三八〇	一五三八〇	一五三八〇

民安定辦設專員專任職員定員配置表

419

卷之六

民生委員會招考事務局局長及處長之總管

現下民主委員の任務の重要なことは顧みたる指導の徹底を圖るにあつて此の経費が必要である。

民生之是事務所屬官定員配置表

府	縣	里	戶	口	丁	賦	稅	役	產	地	等	年
北	海	道										二 十 四 年 庚 定 國
寧	靜	縣										
慶	平	縣										
新	石	縣										
臨	川	縣										
鄧	縣	縣										
知	縣	縣										
縣	縣	縣										
六	五		二	二	四	一	六	五	二		三	級
一	三	〇	四	四	四	大	一	四	四		產	
一	九	五	六	六	一	一	一	四	六	六	年	

京 都 府	大 阪 府	兵 庫 府	福 岡 府	山 口 府	長 崎 府	熊 本 府	許 可
一一二	一一二	四四	四四	二二四	二二四	二二四	三五
七〇	二二四	八八	八八	四四	四四	二二四	九八四
一〇五	三三六	一二	一二	六六	一二	一一七	一九二

第三章 購買指標與購買行為的輔助之應用

現下の於野ニ領入民生安寧施策ノ第一線識闇乞予民生委員之任務才重大之旨の如也

ニから先生委員の指導者員足各都道府縣の大前事務所及ら東方の監視、監督、監査等の事務を司る。

三王季貢措尊職員設置皆有其全大訛

民三零賈指基職員主日配置表

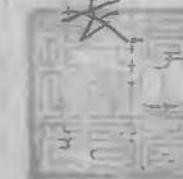
備 考	二十日年度起算							備 考
	三	四	五	六	七	八	九	
長佐高曾	日	日	日	日	日	日	日	日
大龍山	日	日	日	日	日	日	日	日
宿	日	日	日	日	日	日	日	日
長佐高曾	日	日	日	日	日	日	日	日
香德山	日	日	日	日	日	日	日	日
圓滿山	日	日	日	日	日	日	日	日
和兵兵	日	日	日	日	日	日	日	日
歌	日	日	日	日	日	日	日	日
知	日	日	日	日	日	日	日	日
草	日	日	日	日	日	日	日	日
井	日	日	日	日	日	日	日	日
川	日	日	日	日	日	日	日	日
山	日	日	日	日	日	日	日	日
耳	日	日	日	日	日	日	日	日
岐	日	日	日	日	日	日	日	日
嶺	日	日	日	日	日	日	日	日
愛	日	日	日	日	日	日	日	日

備 考	二十日年度起算							備 考
	三	四	五	六	七	八	九	
長佐高曾	日	日	日	日	日	日	日	日
大龍山	日	日	日	日	日	日	日	日
宿	日	日	日	日	日	日	日	日
長佐高曾	日	日	日	日	日	日	日	日
香德山	日	日	日	日	日	日	日	日
圓滿山	日	日	日	日	日	日	日	日
和兵兵	日	日	日	日	日	日	日	日
歌	日	日	日	日	日	日	日	日
知	日	日	日	日	日	日	日	日
草	日	日	日	日	日	日	日	日
井	日	日	日	日	日	日	日	日
川	日	日	日	日	日	日	日	日
山	日	日	日	日	日	日	日	日
耳	日	日	日	日	日	日	日	日
岐	日	日	日	日	日	日	日	日
嶺	日	日	日	日	日	日	日	日
愛	日	日	日	日	日	日	日	日

児書第二六號

昭和二十四年五月二十日

児童局長



人事課長啟

國庫貢租地方法典及び國庫補助地方法典(事業費
支辨職員を含む)の人員整理について
丙第乙九二號をもつて御照會の標記の件別紙の通り
提出するからようらく取計へ願ひ候。

厚生省

425

区 分		十四年更正の数	十四年の合計	十四年の後期の数	十四年の後期の合計	備考
地方児童保健課	(二二)	一一八	二二〇	一六八	二二二	
児童福祉司	(二六八)	一一八	二六八	一三八	一三八	
児童相談所職	(二六八)	一一八	二六八	一三六	一三六	
						説明用紙の通

浪高人能乘在船里渡。到山脚下时，才见三天前路之，船改走山路而傍着山脚，这样既没跨山，也省得背

此部分本店實例之復印件，請以此為據，以免人誤會重印。本公司新製印，小件者，以每張五兩大成銀紙印，每張道

地方兒童福利社專任職員配置表		計員 數	三級文員	產	合計	備 考
級別	類別					
一	一級	1	1	1	1	1
二	二級	1	1	1	1	1
三	三級	1	1	1	1	1
四	四級	1	1	1	1	1
五	五級	1	1	1	1	1
六	六級	1	1	1	1	1
七	七級	1	1	1	1	1
八	八級	1	1	1	1	1
九	九級	1	1	1	1	1
十	十級	1	1	1	1	1
十一	十一級	1	1	1	1	1
十二	十二級	1	1	1	1	1
十三	十三級	1	1	1	1	1
十四	十四級	1	1	1	1	1
十五	十五級	1	1	1	1	1
十六	十六級	1	1	1	1	1
十七	十七級	1	1	1	1	1
十八	十八級	1	1	1	1	1
十九	十九級	1	1	1	1	1
二十	二十級	1	1	1	1	1
二十一	二十一級	1	1	1	1	1
二十二	二十二級	1	1	1	1	1
二十三	二十三級	1	1	1	1	1
二十四	二十四級	1	1	1	1	1
二十五	二十五級	1	1	1	1	1
二十六	二十六級	1	1	1	1	1
二十七	二十七級	1	1	1	1	1
二十八	二十八級	1	1	1	1	1
二十九	二十九級	1	1	1	1	1
三十	三十級	1	1	1	1	1
三十一	三十一級	1	1	1	1	1
三十二	三十二級	1	1	1	1	1
三十三	三十三級	1	1	1	1	1
三十四	三十四級	1	1	1	1	1
三十五	三十五級	1	1	1	1	1
三十六	三十六級	1	1	1	1	1
三十七	三十七級	1	1	1	1	1
三十八	三十八級	1	1	1	1	1
三十九	三十九級	1	1	1	1	1
四十	四十級	1	1	1	1	1
四十一	四十一級	1	1	1	1	1
四十二	四十二級	1	1	1	1	1
四十三	四十三級	1	1	1	1	1
四十四	四十四級	1	1	1	1	1
四十五	四十五級	1	1	1	1	1
四十六	四十六級	1	1	1	1	1
四十七	四十七級	1	1	1	1	1
四十八	四十八級	1	1	1	1	1
四十九	四十九級	1	1	1	1	1
五十	五十級	1	1	1	1	1
五十一	五十一級	1	1	1	1	1
五十二	五十二級	1	1	1	1	1
五十三	五十三級	1	1	1	1	1
五十四	五十四級	1	1	1	1	1
五十五	五十五級	1	1	1	1	1
五十六	五十六級	1	1	1	1	1
五十七	五十七級	1	1	1	1	1
五十八	五十八級	1	1	1	1	1
五十九	五十九級	1	1	1	1	1
六十	六十級	1	1	1	1	1
六十一	六十一級	1	1	1	1	1
六十二	六十二級	1	1	1	1	1
六十三	六十三級	1	1	1	1	1
六十四	六十四級	1	1	1	1	1
六十五	六十五級	1	1	1	1	1
六十六	六十六級	1	1	1	1	1
六十七	六十七級	1	1	1	1	1
六十八	六十八級	1	1	1	1	1
六十九	六十九級	1	1	1	1	1
七十	七十級	1	1	1	1	1
七十一	七十一級	1	1	1	1	1
七十二	七十二級	1	1	1	1	1
七十三	七十三級	1	1	1	1	1
七十四	七十四級	1	1	1	1	1
七十五	七十五級	1	1	1	1	1
七十六	七十六級	1	1	1	1	1
七十七	七十七級	1	1	1	1	1
七十八	七十八級	1	1	1	1	1
七十九	七十九級	1	1	1	1	1
八十	八十級	1	1	1	1	1
八十一	八十一級	1	1	1	1	1
八十二	八十二級	1	1	1	1	1
八十三	八十三級	1	1	1	1	1
八十四	八十四級	1	1	1	1	1
八十五	八十五級	1	1	1	1	1
八十六	八十六級	1	1	1	1	1
八十七	八十七級	1	1	1	1	1
八十八	八十八級	1	1	1	1	1
八十九	八十九級	1	1	1	1	1
九十	九十級	1	1	1	1	1
九十一	九十一級	1	1	1	1	1
九十二	九十二級	1	1	1	1	1
九十三	九十三級	1	1	1	1	1
九十四	九十四級	1	1	1	1	1
九十五	九十五級	1	1	1	1	1
九十六	九十六級	1	1	1	1	1
九十七	九十七級	1	1	1	1	1
九十八	九十八級	1	1	1	1	1
九十九	九十九級	1	1	1	1	1
一百	一百級	1	1	1	1	1
一百零一	一百零一級	1	1	1	1	1
一百零二	一百零二級	1	1	1	1	1
一百零三	一百零三級	1	1	1	1	1
一百零四	一百零四級	1	1	1	1	1
一百零五	一百零五級	1	1	1	1	1
一百零六	一百零六級	1	1	1	1	1
一百零七	一百零七級	1	1	1	1	1
一百零八	一百零八級	1	1	1	1	1
一百零九	一百零九級	1	1	1	1	1
一百一十	一百一十級	1	1	1	1	1
一百一十一	一百一十一級	1	1	1	1	1
一百一十二	一百一十二級	1	1	1	1	1
一百一十三	一百一十三級	1	1	1	1	1
一百一十四	一百一十四級	1	1	1	1	1
一百一十五	一百一十五級	1	1	1	1	1
一百一十六	一百一十六級	1	1	1	1	1
一百一十七	一百一十七級	1	1	1	1	1
一百一十八	一百一十八級	1	1	1	1	1
一百一十九	一百一十九級	1	1	1	1	1
一百二十	一百二十級	1	1	1	1	1
一百二十一	一百二十一級	1	1	1	1	1
一百二十二	一百二十二級	1	1	1	1	1
一百二十三	一百二十三級	1	1	1	1	1
一百二十四	一百二十四級	1	1	1	1	1
一百二十五	一百二十五級	1	1	1	1	1
一百二十六	一百二十六級	1	1	1	1	1
一百二十七	一百二十七級	1	1	1	1	1
一百二十八	一百二十八級	1	1	1	1	1
一百二十九	一百二十九級	1	1	1	1	1
一百三十	一百三十級	1	1	1	1	1
一百三十一	一百三十一級	1	1	1	1	1
一百三十二	一百三十二級	1	1	1	1	1
一百三十三	一百三十三級	1	1	1	1	1
一百三十四	一百三十四級	1	1	1	1	1
一百三十五	一百三十五級	1	1	1	1	1
一百三十六	一百三十六級	1	1	1	1	1
一百三十七	一百三十七級	1	1	1	1	1
一百三十八	一百三十八級	1	1	1	1	1
一百三十九	一百三十九級	1	1	1	1	1
一百四十	一百四十級	1	1	1	1	1
一百四十一	一百四十一級	1	1	1	1	1
一百四十二	一百四十二級	1	1	1	1	1
一百四十三	一百四十三級	1	1	1	1	1
一百四十四	一百四十四級	1	1	1	1	1
一百四十五	一百四十五級	1	1	1	1	1
一百四十六	一百四十六級	1	1	1	1	1
一百四十七	一百四十七級	1	1	1	1	1
一百四十八	一百四十八級	1	1	1	1	1
一百四十九	一百四十九級	1	1	1	1	1
一百五十	一百五十級	1	1	1	1	1
一百五十一	一百五十一級	1	1	1	1	1
一百五十二	一百五十二級	1	1	1	1	1
一百五十三	一百五十三級	1	1	1	1	1
一百五十四	一百五十四級	1	1	1	1	1
一百五十五	一百五十五級	1	1	1	1	1
一百五十六	一百五十六級	1	1	1	1	1
一百五十七	一百五十七級	1	1	1	1	1
一百五十八	一百五十八級	1	1	1	1	1
一百五十九	一百五十九級	1	1	1	1	1
一百六十	一百六十級	1	1	1	1	1
一百六十一	一百六十一級	1	1	1	1	1
一百六十二	一百六十二級	1	1	1	1	1
一百六十三	一百六十三級	1	1	1	1	1
一百六十四	一百六十四級	1	1	1	1	1
一百六十五	一百六十五級	1	1	1	1	1
一百六十六	一百六十六級	1	1	1	1	1
一百六十七	一百六十七級	1	1	1	1	1
一百六十八	一百六十八級	1	1	1	1	1
一百六十九	一百六十九級	1	1	1	1	1
一百七十	一百七十級	1	1	1	1	1
一百七十一	一百七十一級	1	1	1	1	1
一百七十二	一百七十二級	1	1	1	1	1
一百七十三	一百七十三級	1	1	1	1	1
一百七十四	一百七十四級	1	1	1	1	1
一百七十五	一百七十五級	1	1	1	1	1
一百七十六	一百七十六級	1	1	1	1	1
一百七十七	一百七十七級	1	1	1	1	1
一百七十八	一百七十八級	1	1	1	1	1
一百七十九	一百七十九級	1	1	1	1	1
一百八十	一百八十級	1	1	1	1	1
一百八十一	一百八十一級	1	1	1	1	1
一百八十二	一百八十二級	1	1	1	1	1
一百八十三	一百八十三級	1	1	1	1	1
一百八十四	一百八十四級	1	1	1	1	1
一百八十五	一百八十五級	1	1	1	1	1
一百八十六	一百八十六級	1	1	1	1	1
一百八十七	一百八十七級	1	1	1	1	1
一百八十八	一百八十八級	1	1	1	1	1
一百八十九	一百八十九級	1	1	1	1	1
一百九十	一百九十級	1	1	1	1	1
一百九十一	一百九十一級	1	1	1	1	1
一百九十二	一百九十二級	1	1	1	1	1
一百九十三	一百九十三級	1	1	1	1	1
一百九十四	一百九十四級	1	1	1	1	1
一百九十五	一百九十五級	1	1	1	1	1
一百九十六	一百九十六級	1	1	1	1	1
一百九十七	一百九十七級	1	1	1	1	1
一百九十八	一百九十八級	1	1	1	1	1
一百九十九	一百九十九級	1	1	1	1	1
二百	二百級	1	1	1	1	1

備考		児童福利社		一般支	二級支	三級支
年	月	(A)	(B)			
一九五〇	一月	=	=	五		
一九五〇	二月	=	=			
一九五〇	三月	=	=			
一九五〇	四月	=	=			
一九五〇	五月	=	=			
一九五〇	六月	=	=			
一九五〇	七月	=	=			
一九五〇	八月	=	=			
一九五〇	九月	=	=			
一九五〇	十月	=	=			
一九五〇	十一月	=	=			
一九五〇	十二月	=	=			
				合計		
				(A)+(B)		
					備考	

兒童相談評職員配置表

三) 地方兒童福祉事業費負担金内訳		単 價	參 考
區 分	額		
傳 給	二三二	一五一一三九八〇円	
施 設	五四	三五四一七八五	
事 務	四六	三〇一六五六五	
更 替	一三二	八六五六二三〇	
料	六五五七五	一四二九六〇一〇	補助費
給 費	二一八	八三六〇〇〇	一一二五円
費	二三二	一〇〇〇	
費	四五〇	九一八〇〇〇	
費	二〇四〇	一〇〇〇	
費	一〇〇〇	四五八〇〇〇	
料	一一〇〇	三三六四〇〇〇	
計	一六〇〇	三〇〇〇〇〇	
右の1-2負担			

兒童福祉司員理金内訳

区分	販賣	單價	金額	備考
修繕費	五六八	六五五七五	三七二四八〇円	
消耗品費	一七九	一、一五九九二	一、一五九九二〇円	
服務費	〇一〇一	〇一七九二八	〇一七九二八〇円	行政課金一五九九二〇円を追償で落した時
備品費	〇四〇四	〇四〇四	〇四〇四〇円	
計	〇一〇一	〇一〇一	〇一〇一〇円	
右の金貨担				

機務局

		区分		二十四年度當初定數		整理定數		整理後定數	
		吏員	員	吏員	員	吏員	員	吏員	員
六	三一五	一九五	五七	一九五	五七	一九五	五七	一九五	五七
一八	一三七	一四八	五七	一一四	一一四	一〇二	三四	一〇二	三四
二四	二五二	三四三	一一四	一〇二	一二一	一〇二	一二一	一〇二	一二一
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〇	〇	〇	〇	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
〇	〇	〇	〇	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二	一〇二
六	二一五	一九五	五七	一九五	五七	一九五	五七	一九五	五七
一八	一三七	四六	二三	一三七	四六	一三七	四六	一三七	四六
二四	二五二	二四一	八〇	二五二	二四一	二五二	二四一	二五二	二四一

裏面白編

團員負担地方賦貢及び因縁相助地方賦貢(奉業兵支辨賦其を食ふ)の人員整理についてソ調

國庫貯金但地方職員及公因庫補助地方職員(事業費
支辨職員を含む)の貯金整理について調査

卷之三

（三）運送の運賃配給計画を行なうと共に、輸入業者、輸出業者、販賣業者等に對する指導取締を強化し、輸入法の有効な運用を期すに於けるにヨリ経費が必要である。

部款項	目	第	分	支	算	額	年	月	日
地方財政費	地方公務員俸給	一	支	支	支	支	支	支	支
	及交付金	二	支	支	支	支	支	支	支
	支	三	支	支	支	支	支	支	支

医藥品等物資配給事務職員費交付金內訛

金匱要略

卷之三

釋名卷之三

1
卷之三

Х.О.С.-Н.А.З.М.Д.О.Н

四百一

(行政整理分) 19.7.27.9.28出-7.31.0.6.8.8.4=41,627,000円 - (1)

卷之三

卷二

合計 (1) 4,260,4,600円

卷之三

436

合議會開設日記

(二) 1900年1月1日 - 1月31日

中興會開設日記

(一) 1900年1月1日 - 1月31日

合議會開設日記

(二) 1900年1月1日 - 1月31日

中興會

合議會開設日記

中興會

合議會開設日記
中興會

合議會開設日記
中興會

市井清直、説明（本革）

本革は医療上必要欠くことの出来ない医薬品であるが反面
火薬による想ひより革善の周知の處でありことに本革取締
法（昭和三〇年四月一日法律第一二三号）が公布され適正な使用
と取締、充進を計ると共に国際協定復行を期して、
麻薬に関する違反事件は最近とみに増加しその内容も複雑
巧妙を極めから事件の内情、搜査、結核等日夜を分不

厚生省

す直接その所の取り扱いも現段階では到底手不足の状態
にあり本革取締規則についての法律改正、特に簡便化を要求し
たが財政的見地から簡便化を基本と最低限の現状である
から現状において最初手算（割五分）の本革大
つづき、底次この本革取締修改上考慮すべき事態は有る
事（本革大）特別例外として認める本革を製造する必要がある

朱子語類

厚生省

參事院總裁	參政院總裁	吏員
外務部長	外務部次官	吏員
財政部長	財政部次官	吏員
六	一三七	吏員
一八	三五二	吏員
三四	一	吏員
一	一	吏員
一	一	吏員
一	一	吏員
六	二五	吏員
八	一三七	吏員
三	三五二	吏員

年算措置の説明（大林）

大林は本業と同様に善毎アリ、秋葉原科植物として
之を禁じられて、これが大林の主要な国内販路資
源であるため嚴重に取締りもしくは厳密採取の目的で
栽培を許可せん。

現在まゝ栽培地は青森外ニ土郡であり二木が取締
る。補助員は更員六名麻への大故で現状へ
おども不足の状態である。

かう大林の人目にて年算（割合減）を実施すれば東
洋銀行を不可能に近づめるので特殊の例外により予
算を復活し人目に從來通りにする必要がある。

保育發第一二八号

昭和二十四年五月十九日

厚生省保險局



國庫負担地方議員の人員整理について

五月十八日丙第七九二号をもつて照会された標記の件左記の通り回答する。

記

當局關係の國庫負担地方議員は國民健康保険事務職員であるこの補助予算は總理府所管中厚生省主管歳出予算に計上されている。

國民健康保険制度の現状は昭和二十一年以降種々の事情から運営に困難を來しているが全國老練有余の市町村の内約七千の市町村がこの事業を統けその対象となる議員は三千五百万人を数えている。社会保障制度の基盤となる制度であり、國民生活の安定に寄與する重要な施策であるが運営に困難を來した一大原因は指導力の弱体にあるので、都道府縣は補助定員以上に全額地方費負担の議員をこの指導に充てる等、本制度の育成に努力している。勿論當局としてもしばしば定員の増加を要求中のものである。――

今次の行政整理事業としてはその対象から除外されるよう希望してやまない處であるが昭和二十四年度予算においては一応人件費において一人当單価のみを一五%減額して計上している。

保
衛
局

國民 健 康 保 障 事 務 員	九二	九二	一八四	区			一十年度當初定數			登理定數			登理後定數			備 考
				分 更 員	その他の 計	更 員	その他の 計									
	九二	一九二	一八四													

「その他」とは雇員で
ある
更員は二級、三級各
四六人である

保
險
局

事務職員	國民 保 險	二十四年度當初定數		整理定數		整理後定數		備 考
		更員	その他	更員	その他	更員	その他	
九二								
九二								
一八四								
五五								
五五								
九二三								
七								
一一九								

「その他」とは職員である
ある
更員は二級、三級各四六人で

(一) 国民健康保険に必要な経費

国民健康保険組合に対し適切な指導監督と助成をなし、国民の医療及び保険問題に関する本施策の徹底強化を図るためこの経費が必要である。

部 款 項	目 節 区 分	費 用 額 単 位 <small>昭和二十四年 子算額</small>	備 考
地方財政費 職員費 地方公共団体職 会員費 扶助及負担金 公金	社 会 保 健 保 険 金 額	元	
事務費		元	
大三九〇〇	六六六六〇〇	元	
	内訳明細(1)の通り		

国民健康保険事務職員賃金内訳

区 分	員 敷 事	額 金	(1分) (1)	額 金	(2分) (1)	額 金
公 史 始	九二		六〇三三一七六	三〇一六五八八	六〇三三一七六	三〇一六五八八
一級給	四六	六五五七八	三〇一六五八八	一五〇八二九四	六五五七八	三〇一六五八八
三級給	四六	六五五七八	三〇一六五八八	一五〇八二九四	六五五七八	三〇一六五八八
職員俸給	九二	六九五七八	三〇三三一七六	三〇一六五八八	六九五七八	三〇三三一七六
旅 費						
支拂旅費	九二		三三一〇〇	一六六〇〇	三三一〇〇	一六六〇〇
二級給	四六	三六〇〇	一六五六〇〇	八四八〇〇	三六〇〇	一六五六〇〇
三級給	四六	三六〇〇	一六五六〇〇	八四八〇〇	三六〇〇	一六五六〇〇
消耗品費	一八四	三七五三六〇	一八七六八〇	九三八四〇	三七五三六〇	一八七六八〇
公 史	九二	三〇四〇	一八七六八〇	九三八四〇	三〇四〇	一八七六八〇
職 員	一八四	三〇四〇	一八七六八〇	九三八四〇	三〇四〇	一八七六八〇
公 史	九二	二〇一〇	九三八四〇	四六九二〇	二〇一〇	九三八四〇
職 員	一九二	二〇一〇	九三八四〇	四六七二〇	二〇一〇	九三八四〇

区 分	員 敷 事	額 金	(二分) (1)	額 金	(2分) (1)	額 金
支拂旅費	一八四	三七五三六〇	一八七六八〇	九三八四〇	三七五三六〇	一八七六八〇
公 史	九二	三〇四〇	一八七六八〇	九三八四〇	三〇四〇	一八七六八〇
職 員	九二	三〇四〇	一八七六八〇	九三八四〇	三〇四〇	一八七六八〇
消耗品費	一八四	三〇四〇	一八七六八〇	九三八四〇	三〇四〇	一八七六八〇
公 史	九二	二〇一〇	九三八四〇	四六九二〇	二〇一〇	九三八四〇
職 員	一九二	二〇一〇	九三八四〇	四六七二〇	二〇一〇	九三八四〇

